平成２４年（フ）第１０４号
和歌山県有田市箕島364番地　池永マンション５号
債務者　秋月美智子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０７号
和歌山市神前158番地の２　305
債務者　川口　博子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０８号
和歌山市園部1501番地の３　サンハイツ有功101号
債務者　東　　友美（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７２号
和歌山県岩出市金屋344番地　Ｉ―202号
債務者　松岡　幸雄
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
和歌山県岩出市金屋344番地　Ｉ―202号
債務者　松岡　幸子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６２２号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地19棟302号
債務者　高島　裕一
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２９号
神奈川県大和市中央７丁目１番４号　プラザサンロイヤル202
債務者　西村　　衛
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４６号
横浜市戸塚区平戸町582番地６　メゾンベール東戸塚101号
債務者　柳井恵理子（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６６号
横浜市緑区霧が丘６丁目17番地13　コーポ617　Ｄ棟102号
債務者　井上　利明
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２号
東京都小金井市本町１丁目13番15号フォーレスト110
債務者　窪田　富夫
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３５号
東京都調布市佐須町３丁目11番地１レジデンス国領201
債務者　石川　由佳（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５０号
東京都青梅市大門３丁目17番地の１プィロス102号
債務者　関口　純子
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２５１号
東京都青梅市大門３丁目17番地の１プィロス102号
債務者　大野　泰平
1　決定年月日時　平成24年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０６号
東京都あきる野市五日市855番地Ｎハイツ102号
債務者　保坂　敏江
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３０７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1973番地１コンフォート・サンＢ201
債務者　飯沼　京子
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４２号
岡山市北区東花尻265番地１
債務者　岡本理津恵
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部